

契約番号 1507100008

北茂安浄水場ろ過池補給水弁更新及び手動仕切弁新設工事

特記仕様書

令和7年5月

佐賀東部水道企業団

目 次

第1章 工事概要	1
第2章 一般事項	1
第3章 特記事項	7
第1節 機器仕様	7
第2節 工事詳細	9
第3節 撤去工事	10

第1章 工事概要

1. 概要

本仕様書は、佐賀東部水道企業団 北茂安浄水場ろ過池補給水弁更新及び手動仕切弁新設工事に適用し、工事全般に関する特記事項を記載するものである。

本工事は、法令、その他特別に定めるものを除き、本特記仕様書、設計図書ならびに当該工事監督員(以下「監督員」とする)の指示に従い、誠実かつ定められた期間内に完全に施工するものである。また、本仕様書に定められていない事項については、すべて監督員の指示に従うものとする。

2. 竣工期限

本工事の竣工期限は、以下の通り。

令和8年3月13日

3. 工事場所

佐賀県三養基郡みやき町江口地内（北茂安浄水場）

第2章 一般事項

1. 規格・基準・法令等の準拠

請負者は、仕様書に記載した事項のほか下記の関係法令に従い、誠実に完全な施工をすること。

- (1) 日本産業規格(JIS)
- (2) 日本水道協会規格(JWWA)
- (3) 電気規格調査会標準規格(JEC)
- (4) 日本電機工業会標準規格(JEM)
- (5) 日本電線工業会標準規格(JCS)
- (6) 日本照明器具工業会標準規格(JIC)
- (7) 日本蓄電池工業会標準規格(SBA)
- (8) 経済産業省 電気設備技術基準
- (9) 日本電機協会 内線規程
- (10) 日本電信電話株式会社 技術基準
- (11) 消防法
- (12) 道路交通法
- (13) 騒音規制法
- (14) 労働基準法
- (15) 佐賀県条例、規則
- (16) その他関連法令条例および規格

2. 工事の下請負

(1) 請負者は、下請負に付すときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ①請負者が、工事の施工につき総合的に規格、指導及び調整するものであること。
- ②下請負者が佐賀東部水道企業団、構成市町の工事指名競争入札参加資格者である場合には指名停止期間中でないこと。
- ③下請負者が当該下請け工事の施工の実績を有すること。

- (2) 発注者は、前項の要件を満たす約款第7条に規定する下請負に係る通知がその他の理由により不適当と認めるときは、承諾しないものとする。
- (3) 請負者は、不必要な重層下請けをさせないように下請負者を指導しなければならない。
- (4) 請負者は、下請負に付すときは、工事の開始に先立って昭和52年4月26日中央建設審議会が勧告した建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。
- (5) 請負者は、下請負者が再下請けに付すときは、前項に規定する下請契約書により下請契約を締結するよう指導しなければならない。

3. 工事の中止

計画の変更、工事中の検査、関連工事との取り合い、あるいは請負者が監督員の指示に従わないとき、または請負者に工事遂行能力がないと認められた場合、この工事の一部または全部について工事の中止を命ずることができる。この行為が請負者の責に基づく場合は、監督員はその責を負わない。監督員は必要である場合、設計変更を行う。ただし、軽微な変更については協議の上決定する。

4. 申請及び手続

請負者は法令で定められた関係諸官公庁への報告・届出・認可許可申請等の手続き一切を代行するものとする。この際、官公庁より所定の指示があった場合は速やかに監督員に報告の上、承認を得てから実施すること。これらに要する費用は、すべて本工事に含まれるものとする。

5. 施工管理

- (1) 資格を必要とする作業は、それぞれ有資格者で施工しなければならない。
 - 1) 現場代理人等届出書 2) 工事工程表 3) 工事費内訳明細書
- (2) 請負者は、監督員の指示に従い、次の記録報告を行うこと。
 - 1) 就業労働者数報告 2) 出来高報告 3) 施工体制台帳
 - 4) 使用機器報告 5) その他必要なもの
- (3) 請負者は工事の施工にあたって付近の居住者に迷惑のかからぬよう公害の防止に努めなければならない。
- (4) 現場代理人は工事中、監督員の監督を受け施工管理、材料、機器の保管ならびに現場従業員の保安面や取締りに専念すること。また万一事故等発生時の処理にあたっては即決権を有すること。
- (5) 一旦、承認された現場代理人および現場作業員といえども監督員が不適当と認められた場合、請負者は直ちに適任者と交替させるものとする。
- (6) 請負者は、工事の進捗に伴い監督員の指示に従い工事日報を提出する。また、作業員への保安指示事項を日報に記載すること。
- (7) 請負者は、施工にあたって関連業者との連絡を密にし、工事の進捗を図るとともに、工事限界部分については相互に協力し、全体としては欠陥のない設備とすること。
- (8) 工事現場には、見やすい場所に工事件名・工事箇所・工事期間・請負者名の名称等を記載した工事標識を設置しなければならない。
- (9) 請負者は、保安施設基準による設備・標識を設けなければならない。
- (10) 請負者は、機器製作中、および製作後、又現場工事開始から完了までの過程を随時、デジタルカメラにて写真(カラー)撮影し、整理した上で、1部提出すること。特に隠蔽部分は指示無くとも撮影しアルバム及び電子データとして竣工時に提出のこと。
- (11) 撤去工事により撤去する機器・器材、またその他の廃棄物については、適切にこれを処理すること。

6. 保安および衛生管理

- (1) 請負者は、工事の施工にあたって常に細心の注意を払い労働安全衛生法を遵守し、公衆及び作業員の安全を図らなければならない。
- (2) 工事中は所要の人員を配し、現場内の整理整頓および保安に努めなければならない。
- (3) 重要な工作物に近接して工事を施工する場合、あらかじめ保安上必要な処理、緊急時の応急処置および連絡方法等について監督員と協議し、これを遵守しなければならない。
- (4) 危険物を使用する場合は、保管および取扱いについて関連法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。
- (5) 工事現場への一般の立入り、または試験時等、関係者以外の者の出入りを禁止する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標示をしなければならない。
- (6) 豪雨および台風時等、出水他被害の恐れがある場合は、請負者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させるとともに応急処置に対する準備をしなければならない。
- (7) 工事現場の秩序を保つとともに、火災、盗難等の自己防止に必要な処置を講じなければならない。

7. 仮設物

- (1) この工事に必要な仮設物(詰所、器材置場、工作物、便所等)はすべて請負者の責任において準備する。
- (2) 場内に仮設物を設ける場合、監督員の許可を受け、指示に従い処置をすること。
- (3) この工事に関する電気、用水、電話の各設備は、原則として請負者で用意し、料金を含めて自ら負担するものとする。

8. 検査

検査は、監督員立会のもとで次の種類とするが、これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

(1) 工場検査

この工事に使用する主要な機器、材料については製作完了時、該当工場において監督員の立会い検査を行う。工場検査を行う場合は、検査実施の30日前に検査依頼書を監督員に提出し、詳細打合せをするものとする。

(2) 施工検査

特記仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した箇所など、工事段階の区切等には監督員の検査を受けなければ次の作業を進めてはならない。

(3) 竣工検査

① 工事完了にあたっては、関係官公庁の検査および監督員の立会の上で試験および検査を行う竣工検査を受けるものとし、検査合格をもって受け渡し完了とする。

(4) 中間検査

工事完了後では検査できない部分においては、中間時に監督員の検査を受けるものとする。

9. 提出書類

(1) 提出書類

本工事において、請負者は下記の工事関係書類を提出する。

なお、これらに要する費用はすべて請負者の負担とする。

提出時期	番	書類名称	部数	提出期日	備考
着工前	1	工程表	1	契約後 5 日以内	様式第 5 号
	2	現場代理人等届出書	1	〃	様式第 3 号
	3	経歴書	1	〃	
	4	請負代金内訳書	1	〃	様式第 4 号
	5	工事実績情報サービス登録内容確認書	1	契約後 10 日以内	請負代金 500 万円以上
	6	施工計画書	1	着手 3 週間前	
	7	施工体制台帳	1	〃	
	8	施工体系図	1	〃	
	9	再生資源利用 [促進] 計画書	1		必要時
	10	材料承諾願	1		
施工中	11	事故発生報告書	1	そのつど	
	12	一部下請負申請書	1	〃	様式 15 号
	13	主要機器製作者届	1	〃	
	14	実施工程表	1	〃	
	15	工事打合せ議事録	1	そのつど	
	16	工事日報	1	〃	
	17	施工設計図の承諾願	1	〃	
	18	機器材料搬入検査願	1	〃	
	19	製品 (工場) 検査願	1	〃	
	20	検査試験成績表	1	〃	
完成時	21	竣工図 (永久保存版)	1		
	22	各種試験成績表	1		
	23	各種完成図書	1		下記詳細
	24	工事記録写真集	1		
	25	完成通知書	1	完成時	様式第 12 号
	26	監督検査確認申請書	1	〃	様式第 11 号
	27	完成払請求書	1	検査合格後	
	28	引渡書	1	〃	様式第 16 号

- (2) 本工事に関連する既設完成図書の不要な部分は削除し、再編集を行う。
- (3) その他、監督員が指示するもの。
- (4) 請負者は、別に定める様式により以下の書類を提出しなければならない。
 - ・完成図書　・竣工図　・工事写真
 - ・CD-RまたはUSBメモリ・・・1部、上記データ収納※竣工図のデータは、PDF および JWW

10. 建物、道路等の損傷に対する補修

この工事の施工に関し、建物、道路等を損傷した場合、監督員の指示に従い、完全の修理するものとする。

11. 保証期間

本工事の保証期間は、受渡し完了後2年とし、引渡し時に点検を行うものとする。
万一、保証期間内に請負者の責任に帰すべき原因による事故が発生した場合には、請負者は無償にて直ちに係員の指示する期間内に改造、補修または新品と取り替えるものとする。
有償保証期間は、本設備が稼働する限り、主要機器の保守部品の供給が行なえること。

12. 撤去、移設工事に伴う補修について

既設設備の撤去に伴い破損した壁・床等は補修を施し、復旧を行うものとする。

13. 保守用品について

点検時に必要となる保守用工具等を納品すること。

14. 下請業者の選定について

下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を構成団体内に本店(建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する主たる営業所を含む)を有するものの中から選定すること。
なお、下請業者が県外業者となる場合には、その理由を付した書面によって監督員に提出し承諾を受けなければならない。

15. 工事材料の調達

工事は材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は構成団体内に本店を有する者の中から選定するとともに、工事に使用する材料については、地場産業の活性化を図るため県内で生産または製造されたものを積極的に使用するよう努めること。
なお、工事材料に係わる納入業者が県外業者となる場合には、その理由を付した書面によって監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

16. 保菌検査について

浄水場に正規入門しようとする請負者は、医療機関等において、水道法(昭和32年法律第177号)第21条に定める消化器系伝染病病原体(赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌)の保菌検査をおこないその医療機関等の発行する成績書(以下「検便検査成績書」という。)を監督員に提出しなければならない。また、保菌検査は、概ね6ヶ月毎に診断結果を提出するものとする。
なお、監督員は、消化器系伝染病が発生し、または発生の恐れ場ある場合、入門者に臨時に保菌検査を命じることができる。

17. 保管の義務

請負者は、設計図書、仕様書に記載されていなくても、法規上、施行上または目的とする機能ために当然必要を認められるものについては、施行すること。

18. 就業時間

工事施工の就業時間については、予め監督員と協議しなければならない。

19. 他工事との協調

工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑な施工を計らなくてはならない。

20. その他

設計図書にその品質規格が明示されていない材料は、全て日本産業規格(JIS)、日本水道協会規格(JWWA)等に適合しなければならない。

但し、規格のないものは市場品、中級同等の品質を有するものとする。

第3章 特記事項

第1節 機器仕様

◇補給水弁について

1.仕様

- 1)形式 :ゴムシート形バタフライ弁(面間伸縮機能付)
- 2)呼び径 : ϕ 500mm
- 3)数量 :1 台
- 4)使用流体 :上水
- 5)使用圧力 :0.75MPa
- 6)フランジ形式 :JWWA B 138(7.5K)RF
- 7)操作方式 :電動式
- 8)据付脚 :有(プレートタイプ)
- 9)基準面間寸法 :JWWA B 138 に準ずる(530mm)
- 10)面間伸縮量 : -30~+8mm

2.構造

本バタフライ弁は、弁箱、弁体、弁棒、軸受及び減速機等より構成され、最高使用圧力に十分耐える構造とする。又、基本構造は JWWA B 138 水道用バタフライ弁に準拠するものとする。

- 1) 弁箱弁座は、弁箱に強固に取り付けられ、最高使用圧力時に完全止水が行える構造とする。
- 2) 弁体形状は、水流に対し抵抗の少ないレンズ形とし、弁体弁座には硬質クロームメッキを施すものとする。
- 3) 弁棒は上下に貫通した一体のものとし、各種荷重に対し十分な強度を有するものとする。弁体との取付は、リーマボルトで固定する構造とする。
- 4) 弁単体で管に取付・取外しが可能な様に水道面間が伸縮でき、止水部にOリングを使用し確実な止水性を有する構造とする。又、セット後は水圧で伸縮・離脱しないように固定できる構造とする。
- 5) 弁棒封水部のパッキンは不断水にて補修が行える構造とする。

3.主要部材質

- 1) 弁箱 :FCD450-10
- 2) 弁体 :FCD450-10
- 3) 弁棒 :SUS403
- 4) 弁箱弁座 :合成ゴムライニング

尚、本弁に使用する金属材料は日本工業規格に該当する材料を使用すること。

4.電気仕様

1) 電動操作機機構

弁の全開、全閉位置で動作するリミットスイッチ、弁の開閉動作中に発生する異常なトルクにより動作するトルクスイッチ、手動切替時に動作するインターロックスイッチ、減速装置、電動機等で構成し、全て屋外防滴ケースに納められたものとする。

- 2) 開度発信機は変換機を内蔵し、DC4~20mA 出力可能なものとする。
- 3) 電動機出力 :0.4kW
- 4) 電源
電動機電源 :AC200V 60Hz ϕ 3

操作電源 :AC100V 60Hz φ1

発信機電源 :AC100V 60Hz φ1

5) 開閉時間 :約0.87分

6) ブレーキ :有

※既設開度設定値を工事前に確認し、施工後確実に開度設定すること。

※電源ケーブル、制御ケーブルは既設同様に結線し、動作確認を行うこと。

5.塗 装

1) 本体内面 :エポキシ樹脂粉体塗装(マンセル N5.5)

2) 本体外面 :エポキシ樹脂粉体塗装(マンセル N5.5)

3) 操作機 :ポリウレタン樹脂塗装

6.検 査

検査は、本仕様書及び承認図に基づいて製作工場にて行なうものとする。また、日本水道協会の検査を受けるものとする。

1) 外観寸法検査

2) 作動検査

3) 水圧検査

耐圧 :1.4MPa

弁座漏れ :0.75MPa

◇手動仕切弁について

1.仕 様

1) 形式 :手動外ねじ仕切弁(丸ハンドル付き)

2) 呼び径 :φ500mm

3) 数量 :1台

4) 使用流体 :上水

5) 使用圧力 :0.75MPa

6) フランジ形式 :JIS B 2062 (7.5K) RF

7) 操作方式 :手動式

8) 面間寸法 :JIS B 2062 に準ずる(530mm)

2.構 造

本仕切弁は、弁箱、弁体、ふた、弁棒より構成され、最高使用圧力に十分耐える構造とする。

又、基本構造は JIS B 2062 水道用仕切弁に準拠するものとする。

3.主要部材質

1) 弁箱 :FCD450-10

2) 弁体 :FCD450-10

3) ふた :FCD450-10

4) 弁棒 :SUS304

5) 弁箱弁座 :SUS304

6) 弁体弁座 :SUS403

尚、本弁に使用する金属材料は日本工業規格に該当する材料を使用すること。

4.塗 装

- 1) 本体内面 :エポキシ樹脂粉体塗装(マンセル N5.5)
- 2) 本体外面 :ポリウレタン樹脂塗装

5.検 査

検査は、本仕様書及び承認図に基づいて製作工場にて行なうものとする。また、日本水道協会の検査を受けるものとする。

- 1) 外観寸法検査
- 2) 作動検査
- 3) 水圧検査
 - 耐圧 :1.4MPa
 - 弁座漏れ :0.75MPa

第2節 工事詳細

第1条 工事範囲

- 1) 第1節に記載の機器製作及び据付工事
- 2) 第1節に記載の機器に関する配管及び電気工事
- 3) その他上記に伴う諸付帯工事(潜水作業等)
- 4) 試運転調整

第2条 機器据付工事

- 1) 据付工事は、予め承認を得た詳細な装置配置図及び据付基礎図に基づき工事監督員の指示に従い、試運転完了までの一切の工事を行わなければならない。
- 2) 据付に当たっては予め監督員、関連工事業者と十分な工程打合せを行い、施工順序及び方法等を詳細に打合せ、これに基づき施工すること。
- 3) 監督員の指示する重要部分については、その都度検査を受けること。
- 4) 装置及び機器の据付調整、並びに試運転調整に際しては技術者を派遣し、その指導に当たらせること。

第3条 潜水作業

- 1) 飲料水を貯水する施設での作業であるため、施工業者は「建築物飲料水貯水槽清掃業」の登録を受けていること。また、その登録証の写しを提出すること。
- 2) 水中で作業を行う潜士についても、潜士免許保持者とし、これらの資格を証明する書類を提出すること。
- 3) 衛生管理には十分に注意し、以下の事を実施すること。
 - ①作業に直接従事する者は事前に水道法(昭和32年法律第177号)第21条に定める消化器系伝染病病原体(赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌)の保菌検査を受け、合格したことを証明する書類の写しを提出すること。なお、保菌検査は清掃期間を含む6ヶ月以内に受けたものとする。
 - ②池内の水と直接触れる器材や潜水服については、残留塩素濃度10ppm以上の水道用次亜塩素酸ナトリウム等にて洗浄消毒し、十分滅菌を行うこと。また、消毒については水槽などによる薬浴消毒とし、シャワーは認めない。

③潜水士が身につける潜水服については、皮膚が直接池内の水と触れ合わないものを使用すること。また、潜水士が池内で使用する機材は、呼気回収装置等が付いたものとし、排気は水中に放出しないこと。

④潜水服、器材、清掃ホース等は水道施設専用のものを使用すること。

第3条 雑則

- 1) 本工事請負業者は、監督員の指示のもとに細部にわたり良心的かつ高度の技術をもって、設計、製作、据付に当たり運転に際しいささかも支障を生じないようにする事。
- 2) 請負業者は、本工事着工に当たり関連業者と充分なる事前協議をなし、工事進捗に支障なきようにする事。
- 3) 設備の現場据付、調整に必要な材料及び油等は一切請負業者にて負担するものとする。
- 4) 各機器の付属品、予備品は本仕様書に明記なくとも運転保守上当然必要なものは納入すること。
- 5) 本仕様書のうち、各装置に付属する電動機容量は参考値として示したものであるから、製作設計の際充分検討して適正な値をとること。
- 6) 各機器及びこれに付属する配管類は、JISに基づく所定の試験を施し、効率等に関する周密な検査をなし、規格に適合する事を確認した上出荷するものとする。
- 7) 本工事に使用する主要機器及び材料は、発注者の承認したものとする。

第3節 撤去工事

第1条 設備概要

本工事は、北茂安浄水場の老朽化した補給水弁の更新を行うものであり、本工事では機器の撤去、処分までを行うものである。

第2条 撤去機器類

- 1) 補給水弁 1台

第3条 スクラップ・産業廃棄物処分

- 1) スクラップ・鉄くず 1式

第4条 スクラップの処分

機器、配管、鋼製加工品等のスクラップや有価物については、請負者にて売却処分すること。